平成２５年（フ）第１０５７号
札幌市中央区北３条西30丁目３番13―401号
債務者　菊地千代子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９０号
北海道石狩郡当別町弥生117番地92
債務者　山田　修一
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２１号
北海道石狩市厚田区別狩13番地３
債務者　小池　幸裕
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１号
群馬県安中市松井田町八城801番地６
債務者　上原　峰子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１２号
群馬県安中市松井田町八城801番地６
債務者　伊藤つや子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１５号
群馬県高崎市筑縄町63番地４　静野一戸建東棟
債務者　尾崎のぶゑ
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１２０号
群馬県高崎市石原町2399番地
債務者　内田　　興
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５４号
千葉県東金市関下363番地18
債務者　佐瀬　龍太
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
新潟県三条市島田３丁目12番10号、前住所新潟県燕市新生町２丁目６番４号
債務者　岡部　和夫
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３７号
新潟県三条市嘉坪川２丁目５番10―５号　コーポリバーストーンＢ棟102
債務者　阿部　　均
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３９号
新潟県三条市月岡２丁目18番23号
債務者　岩澤　信明
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３６号
新潟県村上市片町５番21号
債務者　田中　秀人
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４４号
新潟県新発田市真中2098番地１
債務者　板垣美智子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２２０号
静岡県伊豆の国市寺家183番地の１　グレイスヴィラⅠ203号、前住所千葉県館山市薗188番地の３
債務者　髙木　　勉
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
京都府福知山市問屋町20番地の18　中澤マンション202号
債務者　永田　加代
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
大阪府柏原市平野１丁目２番８―507号　パナグレープ
債務者　永石　公道
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
堺市堺区柏木町２丁１番８―517号
債務者　川咲　富子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係